

令和 4 年 5 月 30 日現在

機関番号：12601

研究種目：基盤研究(A)（一般）

研究期間：2018～2021

課題番号：18H03613

研究課題名（和文）人工知能その他の革新的な情報技術の進展に伴う法制度の変容

研究課題名（英文）Transformation of the legal system with the development of artificial intelligence and other innovative information technologies

研究代表者

森田 宏樹（MORITA, Hiroki）

東京大学・大学院法学政治学研究科（法学部）・教授

研究者番号：70174430

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 32,300,000円

研究成果の概要（和文）：本研究は、情報技術の進展によって生じる産業構造の変化への法制度の対応の在り方について、具体的な問題を題材とし、かつ、様々な研究手法を組み合わせることによって、解釈論及び立法論を提示している。本研究の対象は、人工知能による自動運転における法的責任の変容、金融と技術の融合がもたらす法的枠組の変容、シェアリングエコノミーによる取引構造の変容である。この3つの領域で生じている具体的な問題の分析を、実務家との共同研究、歴史研究、比較法研究、経済分析から示唆を得た研究等の様々な手法を組み合わせることによって実施した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

人工知能やIoTなどの情報技術の進展は、新たな財やビジネスモデルを創出し、既存の産業構造の転換をもたらすものとされるが、それが従来の法的規律の枠組みそのものにどのような変革を要請しているのかについては、いまだ十分な基礎研究が存在しなかった。本研究は、このような産業構造の転換が現実に進みつつある分野である自動運転、FinTech、シェアリングエコノミーを題材として、このような社会の変容に法制度がどのように対応すべきかについて検討を試み、今後の立法作業等の基礎資料を提示した。

研究成果の概要（英文）：The project presents an interpretive and legislative theory on how the legal system should respond to changes in industrial structure caused by the development of information technology. We took specific issues as subjects and combined various research methods for the project. Those subjects are the transformation of legal liability in automated driving through artificial intelligence, the transformation of the legal framework brought about by the convergence of finance and technology, and the changes in the transaction structures through the sharing economy. We analyzed the specific issues in those areas through collaborative research with practitioners, historical research, comparative legal research, and research inspired by economic analysis.

研究分野：民法

キーワード：人工知能 自動運転 シェアリングエコノミー AI IoT

1. 研究開始当初の背景

(1)「第4次産業革命」と称されるような人工知能やIoTなどの情報技術の進展は、新たな財やビジネスモデルを創出し、既存の産業構造の転換をもたらすものとされるが、それが従来の法的規律の枠組みそのものにどのような変革を要請しているのかについては、いまだ十分な基礎研究が存しない。このような産業構造の転換が現実に進みつつある分野として、「人工知能による自動運転における法的責任の変容」、「金融と技術の融合がもたらす法的枠組の変容」、「シェアリングエコノミーによる取引構造の変容」がある。これらについては、次のような具体的な問題が存しており、いずれについても、解釈論・立法論による具体的な対応が喫緊の課題となっていた。

(2)「人工知能による自動運転」については、陸海空のいずれの輸送においても、その実用化に向けた実験が試みられており、自動運転にかかる技術進展は急速に進んでおり、部分的には商業ベースに乗る製品の開発が視野に入ってきているにもかかわらず、法制度が対応できていないのが現状であった。

(3)「金融と技術の融合(FinTech)」の分野では、第1に、その担い手として、IT企業などの事業会社の重要性が増すことにより、伝統的な金融機関を対象とした銀行法など、業種ごとに監督法を設けるといった伝統的な金融規制の枠組み自体に再検討が必要となっており、第2に、ビットコインなどのブロックチェーン技術を用いた仮想通貨は、取引の私法上の位置づけが不明確であるという問題が生じていた。第3に、FinTechは、人工知能を利用して投資助言を行うサービス(ロボアドバイザー)など金融サービスの効率的提供を可能とするが、利用者保護を目的とした私法上および監督法上の規制の見直しが必要となっていた。

(4)「シェアリングエコノミー」とは、宿泊や運送などの多様なサービスの提供者と需要者を「プラットフォーム」を通じて取り結ぶ仕組みを総体として把握する概念であるが、実質的には取引に大きく関与するプラットフォーム事業者が契約当事者とならないことにより、取引主体の概念に揺らぎを生じており、既存の法的規制の枠組みがどのように適用可能であるかについて再考を迫られていた。

2. 研究の目的

本研究の目的は、「人工知能による自動運転における法的責任の変容」、「金融と技術の融合がもたらす法的枠組の変容」、「シェアリングエコノミーによる取引構造の変容」の個別テーマに即した一定の解釈・立法論を提示すること、および、それと併行して、それらの領域横断的な検討を進めて、今後新たに生起する問題にも応用可能な基礎理論の提示を志向することである。上記の3つのテーマは、その構成要素において相互に密接な内的関連性を有する。それぞれの領域に固有の問題関心から別個に検討を行うだけでなく、それらに理論的に共通する問題を取り出し、領域横断的な研究を併行して進めることによって、情報技術の革新が従来の法体系そのものにどのような変革を要請しているのかという問題の全体像を描き出すことを試みる。

3. 研究の方法

(1)「人工知能による自動運転における法的責任の変容」、「金融と技術の融合がもたらす法的枠組の変容」、「シェアリングエコノミーによる取引構造の変容」について、関連する異なる専門分野の研究者をコアメンバーとする研究班(自動運転班、FinTech班、シェアリングエコノミー班)を構成して調査研究を進める。本研究を実施するためには先端技術を用いたビジネスの実務の理解が必要となるため、関連する領域の実務家を招いて研究会等を実施した。研究成果の社会への還元と実務家からのフィードバックを得ることを目的として、複数回の公開セミナー(オンライン開催)を開催した。

(2)研究開始当初は、領域横断的な理論の構築に向けた検討を行うために研究組織の組み替え(「人工知能における権利義務ないし責任の帰属主体性」と「P2P型取引によって進む経済社会の自律分散・協働化に対処可能な規整手法」を対象とする2つの研究班の設置)を予定していた。しかし、各研究班が調査研究の対象とするいずれの領域においても関連する立法の施行等が相次いだため、研究組織の組み替えをせず各研究班による調査研究を中心として行った。領域横断的な理論の構築に向けた検討は、総括補佐及び各班の班長を通して各研究班の調査研究の成果を共有し、各研究班の個別的な調査研究を通して行うことにした。

4. 研究成果

(1)「人工知能による自動運転における法的責任の変容」について、自動運転班は、第1に、日本における自動運転にかかる法制度の整備状況と自動運転の技術面の現状を確認した上で、自動運転によって生じた事故に係る民事責任と刑事責任の問題を分析した。まず、民事責任については、自動運転車の開発者が自ら無人タクシー事業を展開する場合などには、自動運転車がマイカーとして利用される場合と異なり、自賠法上の運行供用者責任を負う主体と製造物責任を負う主体とが同一となるため、従来の議論で指摘されていた運行供用者によ

る製造物責任の肩代わりは事実上問題とならなくなることを指摘した。刑事責任については、過失犯の成立に事故の具体的予見可能性を要求する一般的な考え方からしても、事後的に判明したシステムの不具合等について適時にアップデートを提供しない場合には、自動運転車のメーカー等の担当者に業務上過失致死傷罪の成立が認められる可能性が存在することを指摘した。

第2に、自動運転をめぐる法のあり方についての一般的な考察として、自動車の運行をめぐる様々な法制度なかでも規制法(道路交通法・道路運送車両法等)と自動車事故の民事・刑事責任に関する法制度とでは、大きく性格が異なり、改正の迅速さ・頻度、外国法制との類似性において大きく異なること、とりわけ自動車事故の責任に関する法制度については、規制目的自体が、必ずしも明らかではないことを指摘した。自動運転をめぐる法制度の今後の課題として、まず民事責任について、事故の損失の関係者(製造者、利用者、被害者)間の分担については、自動運転の利用形態のよって相当異なることを指摘した。また自動運転車の欠陥をめぐる、効率的な事故抑止の観点と一般的な社会感情とが必ずしも一致しない可能性があり、これが今後の法制度の設計を制約するおそれがあるという問題提起を行った。自動運転にかかるプログラム設計上の問題として、いわゆるトロッコ問題に加えて、ディープラーニングによる機械学習を用いた自動運転プログラムにおいて、法令を違反する運転を学習させることの限界が安全性との関係で有する問題点を明らかにした。

この他に、自動運転班は、自律運航船・遠隔操作船に関する問題(衝突事故に関する船主の責任と責任制限、製造物責任、遠隔操作者の責任、船舶賃貸借にかかわる問題、運送契約に関する問題)の検討分析に加えて、より一般的な問題として、行政手続においてアルゴリズムを利用する場合に必要な法制度の内容(アルゴリズムの個別の作動過程における手作業への変更可能性の確保等)の検討分析を行った。また、自動運転班は、その研究成果を国際会議で報告することに加えて、シェアリングエコノミー班の調査対象と密接な関係を有する問題(ライドシェアサービスが運営する自動運転車両の事故に係る民事責任)にも取り組むことによって、領域横断的な理論の構築に向けた試行的な研究を行った。同様に領域横断的な理論の構築への向けた取り組みとして、企業による加害行為(企業災害)に関連した刑事責任の成否の判断手法について研究を行い、その成果を学術論文として公表した。(2)「金融と技術の融合がもたらす法的枠組の変容」について、FinTech班は、第1に、仮想通貨とブロックチェーンを題材としてFinTechが私法上の法律関係に与える影響を分析するとともに、金融機関による個人情報の利活用の進展を想定し顧客の利益保護を目的とした規制枠組みの見直しを行った。

第2に、ビットコインの基盤技術であったブロックチェーンを様々な情報を記録する手段として応用する試みが活発化している状況を受けて、「仮想通貨」に対象を限らない資産のデジタル化に対する法制度の整備のあり方を検討した。具体的には、2019年の資金決済に関する法律と金融商品取引法の改正によって整備されたブロックチェーン上で移転可能なトークンを発行して行う資金調達を対象とする規制等を題材にして、ブロックチェーン上の記録と実体法上の権利の結び付きに関連する問題等を分析した。

第3に、資産のデジタル化への法制度上の対応を見据えて、資産の流通性促進を目的とする仕組みに係る法技術の1つである「抗弁の放棄の意思表示」の基礎理論の提示、アメリカにおける統一モデル法の採択過程での議論を題材としたデジタル財の相続に係る比較法研究、事業者による顧客資産の管理の場面を題材としたデジタル化した資産の種類の多様性を考慮した制度整備の必要性の指摘、を行った。では、債権の流通性を高めるうえで重要な機能を果たす「抗弁の切断」をもたらず法技術として、債権法改正においてその活用が説かれた「抗弁の放棄の意思表示」について、沿革的・比較的な観点からの分析検討を踏まえて、その基礎理論を提示した。では、近時、重要性を増しているデジタル財の相続の問題について、アメリカにおける統一モデル法の採択過程での議論を跡付け、日本とアメリカの違いに着目した検討を行った。では、事業資産が顧客のために管理する資産の種類(資金決済法の暗号資産が金融商品取引法の電子記録移転有価証券表示権利等)の差異に応じた柔軟な制度設計が必要であることを指摘した。

(3)「シェアリングエコノミーによる取引構造の変容」について、シェアリングエコノミー班は、第1に、2つの国際会議を主催し、プラットフォームと競争法に関する研究ネットワークの構築を進展させた。国際会議の参加者は、公正取引委員会の担当者、競争法を専門とする法曹実務家及び研究者、アメリカ及び韓国の研究者等、幅広い。また、国際会議では、国際的に注目を集めているFacebookに対するBundeskartellamt(日本の公正取引委員会に相当する政府機関)の決定の問題を取り上げるとともに、プラットフォームを利用してサービスを提供する者の労働法及び競争法上の位置付けの関係を初めとして現在の規制枠組みの抜本的見直しにつながり得る基礎的な問題も取り上げた。

第2に、デジタルプラットフォームに関係して注目が集まっている日本の公正取引委員会による独禁法(競争法)の法執行の状況を考察した。まずカルテル規制を題材として、現代の日本における企業には世間一般の評判を維持するために規制に協力する気風が強いことを明らかにした。その上で、本題である優越的地位濫用規制について、課徴金制度が機能せず長年にわたって命令事例がないにもかかわらず、公正取引委員会が、企業の協力姿勢に期待して実態調査報告書やガイドラインで問題点を指摘することによって取引慣行の改善を

促す手法を採用している状況を検証した。

第 3 に、Google/Fitbit、Salesforce/Slack、Yahoo/LINE、といったシェアリング業務を含むデジタルプラットフォームにかかわる企業結合事例など、最近の日本の独禁法における企業結合規制の動向について検討・分析を行った。これらについては判断が難しく、競争当局である公正取引委員会が相当の工夫をしていることを見てとれること、富士フィルム / 日立製作所の事例を含め、垂直型や混合型と呼ばれる企業結合をめぐる分析を整理・明確化する必要性が高まっていることを指摘した。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計24件（うち査読付論文 2件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 1件）

1. 著者名 後藤元	4. 巻 82
2. 論文標題 自動運転・ライドシェアと民事責任	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 損害保険研究	6. 最初と最後の頁 1-30
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -
1. 著者名 山本隆司	4. 巻 1556
2. 論文標題 行政手続のデジタル化の諸文脈	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 ジュリスト	6. 最初と最後の頁 14-18
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 加毛明	4. 巻 36号
2. 論文標題 イギリスにおけるRegTech実現への取組み 規制上の報告のデジタル化(Digital Regulatory Reporting)プロジェクト	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 金融法研究	6. 最初と最後の頁 114-130
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 加毛明	4. 巻 1611号
2. 論文標題 デジタル・トークンと法	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 金融・商事判例	6. 最初と最後の頁 6-12
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 加藤貴仁、加毛明、坂 勇一郎、堀天子、丸山弘毅、森下哲朗、池田憲彦、磯和啓雄、越智一真	4. 巻 2137号
2. 論文標題 決済法制および金融サービス仲介法制に関する論点と展望 【第1部】資金移動業関係	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 金融法務事情	6. 最初と最後の頁 10-37
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 加藤貴仁、加毛明、坂勇一郎、堀天子、丸山弘毅、森下哲朗、石井真弘、片岡康子、木村 健太郎、田中芳樹	4. 巻 2138号
2. 論文標題 決済法制および金融サービス仲介法制に関する論点と展望 【第2部】前払式支払手段・収納代行	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 金融法務事情	6. 最初と最後の頁 50-72
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 加藤貴仁、加毛明、坂勇一郎、堀天子、丸山弘毅、森下哲朗、伊藤誠治、木村康宏、瀧 俊雄	4. 巻 2139号
2. 論文標題 決済法制および金融サービス仲介法制に関する論点と展望 【第3部】金融サービス仲介	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 金融法務事情	6. 最初と最後の頁 42-64
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 加藤貴仁	4. 巻 36号
2. 論文標題 銀行とFinTech企業の関係に関連する規制の新たな展開の可能性	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 金融法研究	6. 最初と最後の頁 96 - 113頁
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 白石忠志	4. 巻 6号
2. 論文標題 Facebookに対するBundeskar tell amtの決定を契機とする日本法の若干の検討	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 EU法研究	6. 最初と最後の頁 31～44頁
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 樋口亮介	4. 巻 58巻1号
2. 論文標題 企業災害・両罰規定における個人の過失責任	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 刑法雑誌	6. 最初と最後の頁 3 - 20頁
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 森田宏樹	4. 巻 35号
2. 論文標題 仮想通貨の私法上の性質について	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 金融法研究	6. 最初と最後の頁 13～26頁
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 加藤貴仁	4. 巻 35号
2. 論文標題 SECによる“Framework for “Investment Contract” Analysis of Digital Assets”の公表	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 金融法研究	6. 最初と最後の頁 123 - 143頁
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 加藤貴仁	4. 巻 35号
2. 論文標題 ブロックチェーンと金融商品の決済システム	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 金融法研究	6. 最初と最後の頁 99 - 107頁
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 加藤貴仁	4. 巻 35
2. 論文標題 金融機関による個人情報等の利活用を巡る諸問題	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 金融法務研究会報告書『FinTech等による金融手法の変革に係る法的課題と規制の在り方』	6. 最初と最後の頁 26-33頁
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 加藤貴仁	4. 巻 1540号
2. 論文標題 暗号資産に関する新たな法規制	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 ジュリスト	6. 最初と最後の頁 62-67頁
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 白石忠志	4. 巻 1142
2. 論文標題 米国：二面プラットフォームと競争法	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 NBL	6. 最初と最後の頁 60-66
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 山本隆司	4. 巻 27
2. 論文標題 EU行政手続法模範草案の分析	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 行政法研究	6. 最初と最後の頁 43-100
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 森田宏樹	4. 巻 2095号
2. 論文標題 仮想通貨の私法上の性質について	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 金融法務事情	6. 最初と最後の頁 14-23
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 加藤貴仁	4. 巻 34号
2. 論文標題 SECによるRegulation Best Interestの提案	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 金融法研究	6. 最初と最後の頁 117-126
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 加藤貴仁	4. 巻 33号
2. 論文標題 アメリカにおける仮想通貨の私法上の地位	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 金融法務研究会報告書	6. 最初と最後の頁 35-52
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 加毛明	4. 巻 34号
2. 論文標題 イギリスにおけるフィンテック関連政策の展望	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 金融法研究	6. 最初と最後の頁 127-147
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 大澤正和・落合孝文・加藤貴仁・加毛明・坂勇一郎・瀧俊雄・丸山弘毅・森 下哲朗	4. 巻 2109号
2. 論文標題 座談会 金融法制の現代的課題(上) 情報、決済、プラットフォーマーをめぐって	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 金融法務事情	6. 最初と最後の頁 6-23
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 大澤正和・落合孝文・加藤貴仁・加毛明・坂勇一郎・瀧俊雄・丸山弘毅・森 下哲朗	4. 巻 2110号
2. 論文標題 座談会 金融法制の現代的課題(下) 情報、決済、プラットフォーマーをめぐって	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 金融法務事情	6. 最初と最後の頁 70-91
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 Stuart Hetherington and Tomotaka Fujita	4. 巻 Volume 32, Issue 7
2. 論文標題 Rotterdam Rules and E-commerce	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 Maritime Risk International	6. 最初と最後の頁 24-25
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計10件（うち招待講演 5件 / うち国際学会 5件）

1. 発表者名 白石忠志 Tadashi Shiraishi
2. 発表標題 Cultural boundaries of choosing the effective sanction toolkit
3. 学会等名 Online Workshop on Effective Competition Law Sanctions (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 加毛明
2. 発表標題 金融機関等のマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策をめぐる私法上の諸問題
3. 学会等名 民法懇話会
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 加藤貴仁
2. 発表標題 ICO (Initial Coin Offering) に関する規制の展開 2019年金融商品取引法及び資金決済に関する法律の改正の意義と課題
3. 学会等名 民法懇話会
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 Gen Goto
2. 発表標題 Autonomous Vehicles, Ride-share Services, and Civil Liability: A Japanese Perspective
3. 学会等名 Asian Law Institute 16th Conference (国際学会)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 山本隆司
2. 発表標題 日本の行政法および行政法学の発展と課題
3. 学会等名 韓国行政法学会(招待講演)(国際学会)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 加毛明
2. 発表標題 「研究者の視点から」
3. 学会等名 民事紛争処理研究基金・第34回基金設立記念講演会「暗号資産をめぐる法的諸問題」(招待講演)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 Tadashi Shiraishi
2. 発表標題 Eight issues on privacy and exploitative abuse
3. 学会等名 Korean Competition Law Association Conference(招待講演)(国際学会)
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 Gen Goto
2. 発表標題 Autonomous Vehicles, Ride-share Services, and Civil Liability: A Japanese Perspective
3. 学会等名 Digitalization in Croatia(招待講演)(国際学会)
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 森田宏樹
2. 発表標題 仮想通貨の私法上の性質について
3. 学会等名 金融法学会
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 加藤貴仁
2. 発表標題 ブロックチェーンと金融商品の決済システム
3. 学会等名 金融法学会
4. 発表年 2018年

〔図書〕 計3件

1. 著者名 Tomotaka Fujita	4. 発行年 2020年
2. 出版社 Stampfli Verlags	5. 総ページ数 343(217-237)
3. 書名 Transportation Law on the Move: Challenges in the Modern Logistics World, (Andreas Furrer eds.)	

1. 著者名 鈴木利光、藤野大輝、中空麻奈、松尾直彦、大崎貞和、加藤貴仁、本柳祐介、神田秀樹、飯田秀総、松元暢子、森田多恵子、石川真衣、中山龍太郎、堀美穂子	4. 発行年 2021年
2. 出版社 財經詳報社	5. 総ページ数 460 (189-238)
3. 書名 企業法制的将来展望 資本市場制度の改革への提言 2021年度版	

1. 著者名 山本隆司 (大橋洋一 = 仲野武志編)	4. 発行年 2020年
2. 出版社 弘文堂	5. 総ページ数 383
3. 書名 法執行システムと行政訴訟	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究分担者	白石 忠志 (SHIRAIISHI Tadashi) (30196604)	東京大学・大学院法学政治学研究科(法学部)・教授 (12601)	
研究分担者	加藤 貴仁 (KATO Takahito) (30334296)	東京大学・大学院法学政治学研究科(法学部)・教授 (12601)	
研究分担者	後藤 元 (GOTO Gen) (60361458)	東京大学・大学院法学政治学研究科(法学部)・教授 (12601)	
研究分担者	山本 隆司 (YAMAMOTO Ryuji) (70210573)	東京大学・大学院法学政治学研究科(法学部)・教授 (12601)	
研究分担者	加毛 明 (KAMO Akira) (70361459)	東京大学・大学院法学政治学研究科(法学部)・教授 (12601)	

6. 研究組織（つづき）

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究分担者	藤田 友敬 (FUJITA Tomotaka) (80209064)	東京大学・大学院法学政治学研究科（法学部）・教授 (12601)	
研究分担者	樋口 亮介 (HIGUCHI Ryosuke) (90345249)	東京大学・大学院法学政治学研究科（法学部）・教授 (12601)	

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計2件

国際研究集会 Workshop on Platform and Competition Law	開催年 2019年～2019年
国際研究集会 Tongshin Society of Competition Law, 通信競争法研究会	開催年 2019年～2019年

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関